

岩手県告示第532号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成29年7月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 繫（その5）

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
盛岡市	繫	湯ノ舘	121番74 121番1 121番15	標柱1号 標柱2号から6号まで 標柱7号